

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第4回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和5年2月17日(金) 午後2時から午後2時50分まで
3 開催場所	本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事(兼) 調達契約課長 織田充彦 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課主査 横田拓也 上下水道管理局长 浅井英幸 上下水道管理局次長 上嶋幹久 上下水道管理課長 濱地秀幸 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主査 土田朱音 津北工事事務所長 村田英紀 津南工事事務所維持担当副参事 竹田正憲 農業基盤整備課長 田中隆英 水道工務担当参事(兼) 水道工務課長 山崎浩史
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 緊急の必要により競争入札に付することができないときとする随意契約による案件が何件か見られましたが、通常の入札に付す場合と比べて、どのくらいの期間が短縮できているのでしょうか？

(事務局)

A 通常の入札の場合は、公告後、2週間以上の期間を経たうえで開札を行い、その後、契約手続きに10日程度必要ですので、公告から契約締結、現場着手までに少なくとも1か月程度は必要となります。

一方、災害復旧工事のような緊急を要する案件に係る随意契約については、速やかに住民の安全を確保する等の必要があるため、特例的に、契約締結前に市長決裁を経たうえで業者に対し現場着手を指示します。その後、改めて当該業者から見積を徴取し、契約締結に至るという事務手続きとなるため、通常の入札の場合と比べ、1か月程度は早く現場に着手できることとなります。

(委員)

入札参加者の入札金額が同額となることが多い現状において、総合評価落札方式を採用することで、社会貢献や労働安全衛生マネジメントの整備等に取り組んでいる業者が評価され、また過去の工事成績点等が高い業者が施工する可能性が高まり、発注者である津市にとってもメリットがあり、有用な入札制度であると思います。

一方で、入札参加業者のなかには、障がい者雇用や労働安全衛生マネジメント認証に関する項目が0点となっている業者も見受けられます。そのような業者にとっては、これらに係る取り組みについて、導入方法が分からないなどのハードルがあり0点となっている可能性があります。可能であれば、発注者の津市からこれらの導入に必要な窓口の紹介をするなど、サポート体制を構築することで、津市内業者のより積極的な取り組みにつながると思います。

(委員)

入札取消が1件あったということですが、このようなことは大変遺憾でありますので、今後こうしたことがないように十分留意いただきたいと思います。

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 入野頭首工改修工事

(委員)

Q 随意契約による案件の場合、落札率が高くなる傾向にあると思いますが、仮に業者から提出された見積金額が予定価格を超えていた場合、その後の事務手続きはどうなるのでしょうか？

(事務局)

A 仮に提出された見積金額が予定価格を超えていた場合、予定価格に達しないためとして、再度、見積書の提出を依頼し、その結果、予定価格に収まれば落札決定となります。しかし、予定価格を超える金額でしか見積書を提出いただけない場合には不調とし、その後、予定価格と見積金額の差について原因を分析し、設計内容を見直す場合もございます。

(委員)

Q 本抽出案件については、落札率が100%に近いですが、複数回見積を徴取した結果なのでしょうか？

(事務局)

A 本案件については1回目の見積徴取による結果でございます。今年度においても複数回の見積徴取による結果、落札に至った事例もありますが、業者が高い落札率を狙ったことによるものではなく、単に業者の見積と予定価格に差があったものであると考えております。

(委員)

Q 随意契約に関わって、現在、他市における贈収賄に係る事案がニュースとして取り上げられています。報道によると、その市では随意契約による案件の場合、3者から見積を徴取し、そのなかで最安値の業者に決定することとなっています。津市においては同様の方法による場合はあるのでしょうか？

(事務局)

A 随意契約にも色々な種類がございまして、地方自治法施行令第167条第1項第1号から第9号に規定されており、そのうちの第1号が、複数業者による見積合わせの場合でございます。本委員会の所掌事項ではありませんが、本市においても、設計金額が130万円以下の工事や50万円以下の修繕については第1号を適用し、見積合わせを行っております。見積合わせにおける業者選定数については、明確な規定はございませんが、例えば教育委員会においては施工箇所の属する小学校区や中学校区に所在する業者から選定するなど、各担当部署ごとに一定のルールに基づいて業者選定をしているところです。

(委員)

Q 個別案件ごとに地方自治法に照らし、該当する規定による契約方法を適

用し、例えば第1号の規定に該当する案件であれば、一定のルールに基づいたうえで複数の業者を選定し、見積書を徴取したなかで最安値の業者と契約するということですね？

(事務局)

A そのとおりでございます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 普通河川川井谷川河道整備工事

公共下水道事業に伴う観音寺町地内配水管移設工事

西古河安東町線道路整備（舗装）工事

(委員)

Q いずれも予定価格の事後公表の試行案件ということで抽出させていただきました。試行における対象案件の選定方法や、現時点における評価、今後の取り組みの見通しについて質問させていただきます。

(事務局)

A 対象案件の選定についてですが、予定価格の事後公表については平成30年度に建築一式のAランクの工事から開始し、令和元年度に建築一式及び土木一式のAランクに拡大、令和2年度以降は対象業種及びランクについては不問としています。そのなかから、事後公表の実施に伴う入札不調のリスクを勘案し、工期に融通が利く案件であることや、試行におけるデータ採取のためにも、業種、ランク、積算の難易、工事担当部署等のバランスを考慮し、対象案件を選定しています。

これまでの試行結果をみると、積算体系が比較的単純な舗装工事や、少額の工事では、入札金額が最低制限価格付近に集中する傾向にあり、くじ引き参加者数も多くなることが確認されました。しかし、予定価格を事前公表した場合に比べると、入札金額は分散されており、業者の積算能力を確認できる効果はあると考えております。また、試行にあたって懸念していた、業者による不正な働きかけはございませんでした。

令和4年6月1日以降に公告する案件から最低制限価格の算出における増減調整を廃止したこともあり、現状においては、多数の入札参加者によるくじ引きにより落札者を決定する案件が多くなっております。予定価格を事後公表とすると、業者の積算能力の確認に加え、くじ引き参加者数も少なくなり、競争性の確保に一定の効果があることから、今後につきましては、試行件数を拡大しながら、状況を注視してまいりたいと考えております。

(委員)

事後公表の実施により入札不調等の懸念材料があることは理解しました

が、現状の入札参加者の大多数によるくじ引きとなる案件の増加には、特にいいことはないと思いますので、今後についても、事後公表の実施について検討していただければと思います。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) 公共下水道事業に伴う渋見町地内配水管移設工事
(委員)

Q 入札に参加した20者のうち18者が最低制限価格未滿となっており、その原因について確認したかったため抽出させていただきました。

(事務局)

A 入札参加業者は、工事が発注されると公表された予定価格や設計書の内容を積算ソフトに入力し、材料費や労務費など実際工事を行うための費用である直接工事費や、安全対策費や現場事務所費など工事を行うための下準備の費用である共通仮設費などを算出して、工事に係る設計金額の内訳を把握しているものと思われま

す。多くの入札参加業者は、積算ソフトで算出された直接工事費などの数値を使用して、公開されている最低制限価格の算式にあてはめて、入札金額を決定し応札していると聞いております。

当該工事については、積算ソフトにより求めた数値が設計金額と若干のズレがあり、このような入札結果になったと考えています。

(委員)

Q 失格となった業者はいずれも最低制限価格を1万円下回った結果となっていますが、最低制限価格の算出式も公表され、業者は同じような積算ソフトを用いているなかで、最低制限価格と同額で入札できた業者との違いはどこからくるのでしょうか。

(事務局)

A 入札参加者は、当該工事の予定価格の税込み15,499,000円から逆算して人件費、材料費及び機械損料である直接工事費と共通仮設費の積み上げ分を推測します。また、積算基準により率計算をする際、共通仮設費と現場管理費は千円未滿を切り捨てて千円単位にし、一般管理費は工事価格が万円単位となるように端数調整して算出します。

当該案件は、これらの経費が約86%であり、また、一般管理費を算出する際に端数調整で8,900円程切り捨てています。ここから先ほどの経費分を除くと直接工事費で約4,800円となります。仮に、この4,800円を当該案件の直接工事費から差し引いた金額で最低制限価格を計算すると、税抜きで12,310,000円となり、最低制限価格を1万円下回り失格となった入札参加者の応札金額となります。

今回は、直接工事費を低く見積もった入札参加者が多かったことから、このような結果になったものと考えております。

随意契約

抽出案件①

件名	令和4年度農基補第3号 入野頭首工改修工事
見積者	日東河川工業(株)東海営業所
業種	鋼構造物
施工場所	津市 一志町波瀬 地内
工期	令和5年2月28日
工事概要	機器単体費(油圧シリンダー) 1本
契約方法	随意契約
見積日時	令和4年10月7日 午後3時00分
随意契約理由	<p>本工事は入野頭首工の油圧シリンダーが経年劣化により損傷したため、取替を行うものです。</p> <p>当該機器は、日東河川工業株式会社が製造業者であり、独自の技術に基づき設計された部品で構成されているため当該業者でなければ部品の調達や組み立てが不可能であることから、当該機器の専門的な技術及び知識を有し部品調達が可能であって、工事施工中の不測の事態にも迅速かつ的確に対応可能な日東河川工業株式会社東海営業所と、「他のものが有し得ない専門的知識及び技術等を必要とし、特定の1者しか履行できないもの。」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行ったものです。</p>

予定価格 4,342,000 円 ※すべて税抜き
 落札価格 4,340,000 円
 比率 99.95 %

	見積者	第1回	備考
1	日東河川工業(株)東海営業所	4,340,000	決定

事後審査型条件付一般競争入札

抽出案件②

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和4年度南河維第2号 普通河川川井谷川河道整備工事			
工 事 場 所	津市 美杉町竹原	地内		
工 事 概 要	河床等掘削 140m ³			
工 期	契約締結の日から	令和5年2月10日	まで	
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・
		【ブロック】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事におけ	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 関 係	閱 覧 期 間	本公告の日から	令和4年10月7日 まで	
	閱 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 関 係	購 入 期 間	本公告の日から	令和4年10月7日 まで	
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日	午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)	
	回 答 日	令和4年10月4日	ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年10月7日	必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年10月12日	午前9時30分	津市役所(本庁舎)7階 入札室	
予 定 価 格	開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

その他

※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。

・本件は予定価格を事後公表（開札後に公表）する試行案件です。



事後審査型条件付一般競争入札

抽出案件③

公 告 日	令和4年10月17日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和4年度水工第30号 公共下水道事業に伴う渋見町地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 渋見町	地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ150mm 6.3m 配水管布設工 DIPφ100mm 87.3m 配水管布設工 PPφ50mm 56.6m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 5箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所			
工 期	契約締結の日から	令和5年2月28日	まで	
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
同種工事実績要件				
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から	令和4年11月7日 まで	
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から	令和4年11月7日 まで	
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提出期限	令和4年10月26日	午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)	
	回答日	令和4年11月2日	ホームページにて回答	
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年11月7日	必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年11月10日	午前10時00分	津市上下水道庁舎2階 入札室	
予 定 価 格	14,090,000	円	(税抜き)	
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)をいう。</p>			